

実質的支配者リスト制度と 金融機関における対応

1 実質的支配者リスト制度の概要

潮見坂綜合法律事務所 弁護士

弁護士

鈴木正人
井上美帆

2021年8月30日に公表されたFATF第4次対日相互審査報告書は、金融機関が優先して取り組むことが要請される施策の1つとして法人の実質的支配者（以下、「BO」ともいう）情報の収集・保持を挙げた。本邦では従前、公的機関がBOを把握する制度がなかったが、法人の透明性を向上させ、資金洗浄等の目的による法人の悪用を防止する観点から創設されたBOリスト制度が2022年1月31日より運用を開始する。本稿では、金融機関による活用を念頭に、本制度を概説する。

なお、本稿のうち意見にわた

る部分は筆者らの個人的見解であり、筆者らが所属し、または所属したことのある組織・団体等の見解ではない。

一 実質的支配者概念と実質的支配者の確認

1 制度導入

FATF第3次対日相互審査報告書（2008年10月30日公表）では、「法人情報へのアクセス確保」の項目に関して本邦はNC（Non Compliant）という厳しい評価を受けた。

これを受け、2011年4月に犯罪収益移転防止法（以下、

「犯収法」という）が改正され、2013年4月の施行により法人顧客の本人特定事項に法人の実質的支配者が追加された。

ただし、同改正は法人の議決権等の25%超を直接保有する者を確認対象とし、間接保有者が把握できず、また、法人でも実質的支配者になり得た。この点、FATFは、法人の支配を最終的に有する自然人にまで遡って本人特定事項を確認することを要求しているが（2012年策定の「新40の勧告」に係る勧告10の解釈ノート5(b)）、同改正では、自然人に遡る真の受益者・最終的な受益者（Ultimate

Beneficial Owner）の確認ができないという課題があった。そして、2014年6月のFATF総会にて日本の顧客管理についての重大な懸念が示されるなどFATFの要請が強まった。

こうした動きを受け、2014年10月に犯収法が再改正された。2016年10月施行の改正では、BOは、資本多数決の原則を採る法人では原則として法人（株式会社、投資法人等）の25%超の議決権を直接または間接に有している自然人に、資本多数決の原則を採らない法人（合同会社等）では原則として25%超の収益または財産の分配

実質的支配者リスト制度と 金融機関における対応

はじめに
実質的支配者リスト制度が開
始された後は、銀行の実務とし
て、実質的支配者リストの提出
を株式会社を求めることがスタ
ンダードになっていくと思われ
る。それに伴い提出を求めた現
場の担当者に対して、株式会社
から同制度や株式に関する相談
が寄せられることも増えていく
であろう。これらの相談に対応
するためには、実質的支配者リ
スト制度そのものへの理解はも
ちろん、株主の権利などについ
ての知識も必要となる。一見す
ると現場に負担がかかるように

も思われるが、相談に適切に対
応することで、近年銀行業界が
注力している事業承継などの取
組みに関与することになるな
ど、銀行と株式会社との関係を
深化させるチャンスにすること
もできる。

本稿では、銀行や企業との関
わりが深い専門家である司法書
士の目線で、銀行の担当者に
とつて必要となる実質的支配者
リスト制度や株式の制度の知識
の解説、より深く株式会社に関
与していくために必要となる考
え方などについて解説を行う。

一 実質的支配者と登記制度

実質的支配者リスト制度は、
国際的なマネー・ローンダリン
グ防止の要請の高まりを受けて
導入された制度である。銀行の
業界団体からも、実質的支配者
リスト制度に関するパブリック
コメントに対して、賛成する意
見が寄せられるなど、同制度に
対して寄せられる期待が大きい
ことが伺われる（注1）。

実質的支配者リスト制度は、
法務局（商業登記所）が所管す
る制度である。日本の商業登記
制度では、株主の氏名・住所と
いった株主に関する情報は登記

事項とされていない。世界的に
は株主の情報が登記事項として
公示されている例も多いため、
グローバルスタンダードに合わ
せて登記事項として株主の情報
を追加すべきという意見もある
が、変更するためには会社法等
の法令改正が必要となり、ハー
ドルが高い。そのため法務局や
公証人といった登記制度に関与
する機関が、規則改正等で実質
的支配者の把握のための取組み
を進めてきた。この流れを知る
ことでより立体的に実質的支配
者リスト制度を捉えることができ
る。具体的には次のとおりで
ある（図表1参照）。

TOPIC

2

金融機関における対応策と活用の際しての留意点

実質的支配者リスト制度と 金融機関における対応

司法書士法人F&Partners 司法書士

北詰健太郎

取引先課題解決に生きる

事業性評価の理論と実践

第1回 事業性評価の意味と目的

インテグラート株式会社 代表取締役 社長

小川 康



おがわ・やすし●事業計画手法DDP(仮説指向計画法)の開発者ペンシルバニア大学イアン・マクミラン教授の研究所に2年間勤務し、直接指導を受ける。事業の仮説に注目した事業性評価とモニタリング、事業投資管理システム導入支援、企業研修実施に豊富な実績をもつ。

今回から6回にわたって「取引先課題に生きる事業性評価の理論と実践」と題して、記事を連載させていただくことになった。金融機関における事業性評価の目的としては、審査能力を高めて融資残高を伸ばすことや、顧客企業の課題解決を支援すること、新たな事業に対する理解を深めて知見を蓄積すること、地域経済の活性化を支援することなど、様々な側面がある。そのなかで、本連載では、顧客企業の課題解決を支援することに焦点を当てたい。

事業性評価とは、事業が儲かるかどうかを見極めることであり、難度が高い業務である。この事業性評価で悩んでいるのは、そもそも金融機関ではなく、金融機関の顧客である事業会社の社長である。ある事業を進めるべきか、やめておくか、という事業性評価は、多くの社長の深い悩みなのだ。

だからこそ、金融機関が事業性評価に取り組むことは、多くの社長にとって付加価値が高い、嬉しいことになるはずである。本連載では、金融機関が顧客である事業会社の社長に、事業性評価という業務で、どのように貢献できるのか、考えていきたい。

筆者は、事業会社における事業性評価を支援する専門家として、事業会社にとって事業性評価はどのような意味があるのか、そしてどのような手法があるのかについてご説明していく。読者の皆様も、事業会社の視点を理解することによって、顧客企業の課題解決手段として事業性評価業務を活用するきっかけになることを目指したい。

事業性評価担当者は、投資を提案する(つまり、投資が成功する、と考えている)計画立案者とは異なる立場で、意思決定者に対して投資案件のリスクとリターンに関する意見を示す。